



## 職員の懲戒処分について

- 不同意わいせつの容疑などにより、これまで複数回逮捕・起訴された本市会計年度任用職員につきまして、本日付で懲戒免職処分といたしました。
- このような事態に至ったことは、誠に遺憾であり、被害者並びに保護者の方に多大なるご迷惑をおかけしましたこと、また、市民の皆様の信頼を大きく損なったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。
- 本件を厳粛に受け止め、同様の事態を二度と繰り返さないよう、より一層、服務規律の徹底及び綱紀肅正を図り、市民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

### 【概要】

1. 被処分者 総務部人事課  
児童厚生員（会計年度任用職員） 小野寺 朱生
2. 事件概要
  - (1) 令和5年8月上旬、白石市内で10歳未満の女兒に対しわいせつな行為をしたとして、不同意わいせつの容疑で令和5年9月28日に逮捕、同年10月18日に起訴された。
  - (2) 令和5年2月頃、宮城県内で10歳未満の女兒に対しわいせつな行為をして裸を撮影したとして、強制わいせつ及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の容疑で令和5年10月18日に逮捕、同年11月7日に起訴された。
  - (3) 令和4年11月頃及び令和5年1月頃、宮城県内で10歳未満の女兒に対し性的暴行を加え、裸を撮影したとして、強制性交等及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の容疑で令和5年11月9日に逮捕された。
3. 処分内容 懲戒免職
4. 処分年月日 令和5年11月21日